

保険・年金 フォーカス

新型コロナウイルスの感染拡大を受けての保険監督当局等の対応 －欧州の EIOPA 等のケース－

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、保険会社も大きな影響を受けることになっているが、これに対して、各国・地域の監督当局も迅速に必要な対応を行ってきている。

今回のレポートでは、欧州の EIOPA（保険年金監督当局）のこれまでの対応及びそのうちの配当及び自社株買い停止要請を受けての EU 加盟各国の保険監督当局や保険会社の対応について報告する。なお、EIOPA の声明等を受けてのその他の具体的な対応については各国の保険監督当局によって行われてきているが、その詳細等については触れていない。

2—3月17日の EIOPA による声明

EIOPA は 3 月 17 日に「コロナウイルス／COVID-19 の EU 保険部門への影響を緩和するための行動に関する EIOPA 声明」¹を公表した。

その声明の中で、「コロナウイルス／COVID-19 のアウトブレイクが金融サービスを含む世界経済に重大な影響を与えていることがますます明らかになってきている」中で、「保険会社は、従業員と顧客を保護するための措置を講じる一方で、困難な市場状況のナビゲートと運用の維持の両方の面で、近い将来、次第に困難な状況に直面する可能性がある」として、以下のキーメッセージを伝えている。

キーメッセージ

事業継続性

1. 保険会社が顧客へのサービスを維持できることが特に重要である。この意味で、保険会社は事業継続性を確保するために必要な対策を実施する準備ができている必要がある。
2. コロナウイルスへの対応において運用上の救済を提供するために、監督官庁（NCAs）は、2019

¹ <https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/press/news/eiopa-statement-actions-to-mitigate-impact-of-coronavirus-17-march.pdf>

年末に関する監督報告と公開のタイミングについて柔軟である必要がある。EIOPA はアプローチの詳細を調整する。

3. さらに、短期的には、EIOPA は業界への情報の要求と協議を、市場の現状の影響を評価及び監視するために必要な必須要素に制限する。
4. EIOPA は、2020 ソルベンシー II レビューの全体的な影響評価の期限を 2 か月延長して 2020 年 6 月 1 日まで延長する。今後数日間で、EIOPA は追加のレポート及び情報要件の延期に関する詳細を通知する。

ソルベンシーと資本のポジション

5. ソルベンシー II に基づき、EU の保険会社は、ソルベンシーの資本要件に対応するために、継続的に十分な適格自己資本を保有する必要がある。リスクベースのソルベンシー資本要件により、保険会社は重大な損失を吸収し、保険契約者と受益者に支払いが期日通りに行われることを確信させることができる。
6. さらに、ソルベンシー II フレームワークには、ソルベンシー資本要件と最低資本要件の間に監督上の介入のラダーが含まれている。これは、会社の財源が下回ってはならない最低限のセキュリティレベルである。これにより、たとえば、ソルベンシー II 指令の第 138 条で予測されているように、影響を受ける保険会社の回復期間を延長するための措置を含む、極端な状況の場合における柔軟性が認められる。
7. さらに、最近のストレステストは、セクターが十分に資本化されており、システムへの深刻であるがもっともらしいショックを阻止できることを示している。
8. ソルベンシー II フレームワークには、セクターへのリスクと影響を軽減するために使用できるいくつかのツールも含まれている。EIOPA と NCAs は、保険契約者の保護を維持し、金融の安定性を保護するために、必要に応じて調整された方法でこれらのツールを実装する準備ができています。
9. それにもかかわらず、保険会社は、慎重な配当と変動報酬を含むその他の分配政策に従い、被保険者の保護とのバランスをとって資本ポジションを維持するための措置をとるべきである。
10. EIOPA は、既存のツールと権限に関係なく、また各国当局及び他の ESA と ESRB とともに、状況を監視し続け、市場変動の影響を緩和し、欧州の保険セクターの安定性と保険契約者の保護を守るために、必要な措置を EU 機関に実施又は提案する。

3—4 月 1 日の EIOPA による声明

4 月 1 日には、「EIOPA は、保険会社及び仲介業者に対し、消費者に対するコロナウイルス／COVID-19 の影響を緩和するための行動を継続するよう要請する」²として、その「消費者に対するコロナウイルス／COVID-19 の影響を緩和するための保険会社及び仲介人への行動要請」との声明³を

² NEWS

<https://www.eiopa.europa.eu/content/eiopa-urges-insurers-and-intermediaries-continue-take-actions-mitigate-impact>

³ 声明

https://www.eiopa.europa.eu/content/call-action-insurers-and-intermediaries-mitigate-impact-coronavirus-covid-19-consumers_en

公表した。

その声明の中で、保険サービスへのアクセスと継続性は、発生状況において不可欠であると考えられるべきことから、保険会社と仲介人は次のことを求められると述べている。

- ・ 契約上の権利に関する明確でタイムリーな情報を消費者に提供する。
- ・ 消費者を公正に扱い、全てのコミュニケーションにおいて明確である。
- ・ 取られた緊急対策について消費者に知らせる。
- ・ 商品の監視とガバナンスの要件の適用を継続し、必要に応じて商品のレビューを実施する。
- ・ 消費者の利益を考慮し、合理的かつ実行可能な場合は、消費者への対応に柔軟性を持たせる。

さらに、EIOPA は、消費者の利益と継続的な公正な扱いに対する柔軟性の必要性を強調する一方で、契約内で想定されていない請求の遡及適用を課すことにより、重大なソルベンシーリスクが生じ、最終的に保険契約者保護を脅かす可能性があることも強調している（即ち、遡及適用のカバレッジは要求していない）。

4—4 月 2 日の EIOPA による UPDATE

4 月 2 日には、「COVID-19 パンデミックの影響を受けるその他の対策に関する最新情報」⁴において、優先順位が現在の状況に整合的であることを保証するために、EIOPA は、NCAs や業界からの入力予測されるプロジェクトの期限を延ばしたり、プロジェクトを遅らせたりすることにより、優先順位を付けて負担を軽減することを述べている。

具体的には、以下の通りの内容となっている。

II. 現在オープンな市場への協議／リクエスト

6. EIOPA のコンサルテーションペーパー又は証拠の要求に対応する金融機関の能力は、現在の状況によって影響を受けることが想定されるため、現在オープンな市場への協議に関連して協議期間を延長することを提案する。新しい協議期間の終了日の詳細は、以下の通りとなる。

- a) ソルベンシー II 監督報告及び公開情報開示に関するパッケージの技術的実装手段のレビュー、コメント期限は 2020 年 4 月 20 日から 6 月 1 日まで 6 週間延長される。
- b) PEPP（汎欧州個人年金商品）ITS に関する協議、コメント期限は 2020 年 5 月 20 日から 6 月 17 日まで 4 週間延長される。
- c) IBOR（銀行間調達金利指標）移行に関するディスカッションペーパーに関する協議、コメント期限は 2020 年 4 月 30 日から 6 月 30 日まで 9 週間延長される。
- d) 市場と信用リスクの比較調査、情報リクエストの期限は 5 月 31 日から 7 月 3 日まで 5 週間延長される。

III. 市場への BoS（Boards of Supervisors）承認（ディスカッションノートを含む）の過程での公開協議

⁴ NEWS

<https://www.eiopa.europa.eu/content/update-other-measures-impacted-covid-19-pandemic>

7. バリューチェーン／インシュアテックに関するディスカッションノート、コメントの公表は未定
8. 保険ストレステストの方法論の原則に関する第2のディスカッションペーパー、パブリックコメントの公表は未定

IV. Q1（第1四半期）からQ2（第2四半期）に開始する金融機関へのデータ要求（EIOPA AWP 2020のカレンダーからの情報）

9. データリクエストのリストを以下に示す。

- a) いかなる場合でも、会社へのLTGレビュー情報要求を実施しないように計画された。NCAsへの情報要求は、Q2からおそらくQ3に延期される。
- b) 気候リスク感応度分析 2020、2020年の気候関連の移行リスクに関するエクササイズロードマップで合意されたように、FS目的で報告するグループへのトップダウン要素及び定性調査に使用できるデータを完了するためのデータリクエストはキャンセルされる。利用可能な情報を使用してレポートが実行される。
- c) Q1/Q2に計画されたソルベンシーIIデータを補完する保険会社への超低利回りの影響に関する作業のデータ収集は、必要に応じてCOVID-19の反映を組み込むためにも後で開始される。

5—4月3日のEIOPAによる声明

4月3日には、「EIOPAは、(再)保険会社に対し、全ての裁量的配当の分配及び自社株買いを一時的に停止するように要請する」⁵として、「COVID-19の文脈での配当分配と変動報酬ポリシーに関するEIOPA声明」⁶を発出している。

これによれば、以下の通りとなっている。

EIOPAは、金融市場及び経済におけるCOVID-19の影響の深さ、規模、期間に関する現在の不確実性のレベルを十分に考慮して、(再)保険会社に対し、全ての裁量的配当分配及び株主への報酬を目的とした自社株買いを一時停止することを要請する。

この一時停止は、COVID-19の財政的及び経済的影響が明らかになり始めたときに見直されるべきである。この慎重なアプローチは、変動報酬政策にも適用されるべきである。

この声明は、慎重な配当と変動報酬を含むその他の分配政策に従い、保険会社が被保険者の保護とのバランスで資本ポジションを維持することの重要性を強調したEIOPAの3月17日の声明に基づいている。

この声明は、コロナウイルス／COVID-19の発生が保険セクター、保険契約者及び受益者に及ぼす影響を緩和するために各国監督当局と密接に協力する中で、EIOPAが推奨している一連の措置の1つを表している。

⁵ NEWS

<https://www.eiopa.europa.eu/content/eiopa-urges-reinsurers-temporarily-suspend-all-discretionary-dividend-distributions-and>

⁶ 声明

<https://www.eiopa.europa.eu/content/eiopa-statement-dividends-distribution-and-variable-remuneration-policies-cont-ext-covid-19-en>

さらに、より詳しく、声明の中で以下のように述べている。

EIOPA は、保険グループ内の効率的かつ慎重な資本配分と単一市場の適切な機能を維持する必要性を考慮して、この慎重なアプローチが全ての（再）保険グループによって連結レベルで、そしてまた重要なグループ間の配当金の分配又は同様の取引に関して、これらがグループ又は関与する会社のソルベンシー又は流動性ポジションに重要な影響を与える可能性がある場合はいつでも、適用されることを要請する。この影響の重要性は、グループと一人の監督者によって共同で監視される必要がある。

この慎重なアプローチは、変動報酬ポリシーにも適用できるはずである。（再）保険会社は、現在の報酬方針、慣行、報酬を見直し、慎重な資本計画を反映し、現在の経済状況と一致し、反映していることを確認することが期待される。このような状況では、報酬ポリシーの可変部分は保守的なレベルで設定し、延期を検討する必要がある。

法的に配当金や多額の変動報酬の支払いが義務付けられていると考える（再）保険会社は、根底にある理由を各国の管轄当局に説明する必要がある。

6—4 月 3 日の EIOPA による声明等を受けての各国監督当局及び保険会社の対応

EIOPA による声明等を受けて、あるいはそれ以前からの対応については、EU 加盟国の保険監督当局の中でも、差異があり、明確な支払い停止の指示を出しているところもあれば、あまり規範的な対応をしていないところもあり、これを受けての保険会社の対応も必ずしも統一されていないようだ。

(1)英国

例えば、英国では保険監督当局である PRA（健全性規制機構）の CEO である Sam Wood 氏は、3 月 31 日付で、英国の保険会社の CEO 宛にレター⁷を発出して、以下のように述べて、配当を支払う前にもう一度考えるように求めた。

Sam Woods 氏のレターからの抜粋

英国の保険会社の取締役会が株主への分配を検討している場合、又は変動報酬について決定を行っている場合、保険会社を十分に保護し、安全と健全性を維持する必要性に細心の注意を払い、そうすることで Covid-19 から生じる経済の混乱全体を通して実体経済を支援することにおいて会社が最大限に役割を果たすことができることを確実にすることを期待している。

保険会社は、損害保険と生命保険の両方を提供することにより、個人と企業に不可欠なセーフティネットを提供している。彼らはまた英国経済の長期投資家として重要な役割を果たしている。したがって、不確実性の高い現在の状況では、保険会社が金融行動規制機構の期待と一致する方法で保険契約者に対して行ったコミットメントを確実に満たすことができるようにし、そして彼らが経済への投資を継続できるようにするために、保険会社は慎重に財源を管理することが重要である。

また、会社は、現在の例外的な状況では、PRA の既存の期待（監督声明 4/18 に示されている）を思い出す。分配を決定するとき、取締役会は、各分配が慎重であり、リスク選好度と一致していることを確認

⁷ <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/letter/2020/letter-from-sam-woods-to-insurers-distribution-of-profits.pdf>

する必要がある。

ただし、このレターにも関わらず、多くの英国の上場保険会社は 2019 年度の配当を支払う方針のようである。具体的には、大手の保険会社では、Legal & General や Chesnara 等は配当支払いの方針であるが、Aviva は配当を見送る方針⁸のようである。

この点、ECB（欧州中央銀行）やイングランド銀行が、銀行に対して配当金とボーナスの支払いを強く求めてきた結果、英国の大手銀行が自粛要請に従ったのに対して、対照的な状況になっている。

(2)英国以外

オランダの保険監督当局である DNB（オランダ中央銀行）は、EIOPA の要請を強く支持しており、これを受けて、オランダの保険会社は配当支払や自社株買いを一時停止する方針である。

Aegon は、4 月 3 日に、EIOPA 及び DNB の要請に従って、2019 年の 1 株当たり 0.16 ユーロの最終配当を見送ると公表⁹している。

NN は、4 月 6 日に、EIOPA 及び DNB の勧告に従って、2019 年に支払われる予定だった最終配当を停止し、2020 年の後半に支払う予定であるとし、併せて、2020 年 3 月 2 日に開始された 2 億 5000 万ユーロの自社株買いプログラムを時的に停止すると公表¹⁰している。

ドイツの保険監督当局である BaFin は、保険会社の個々の状況により、現時点では必ずしも配当を停止する必要はないとのスタンスで、個々の保険会社との議論に基づいた判断を行っていく方針のようである。

Allianz は、4 月 6 日に、EIOPA 及び BaFin の声明を考慮した結果として、2 月 21 日の 2019 年決算発表日に公表していた 1 株あたり 9.60 ユーロの配当を変更しない形で 5 月 6 日の株主総会に提案すると公表¹¹している。また、2 月 20 日に公表した 15 億ユーロの自社株買いプログラムを 4 月以降も着実に進めているが、2 番目の 7.5 億ユーロのトランシェについては一時停止し、COVID-19 パンデミックの財政的および経済的影響が明らかになり始めたら、このトランシェの適切性を検討すると述べている。

Generali は、EIOPA の声明や保険監督当局の IVASS からの 3 月 30 日付けのレター等を勘案した結果として、4 月 10 日に、1 株あたり 0.96 ユーロの配当支払いについて、2 つのトランシェに分けて、5 月に 0.50 ユーロを年末までに残りの 0.46 ユーロを支払うとの取締役会での決定を 4 月下旬開催予定の株主総会に提案することを公表¹²している。

AXA は、EIOPA の声明を受けて、4 月 3 日に取締役会を開催して、株主総会を当初の予定日の 4 月 30 日から 6 月 30 日に延期し、欧州、フランス及びその他の保険監督当局との協議の時間を設けることとしたと

⁸ <https://www.aviva.com/newsroom/news-releases/2020/04/update-on-covid-19-and-2019-final-dividend/>
<https://www.aviva.com/newsroom/news-releases/2020/04/update-on-senior-manager-remuneration/>

⁹ <https://www.aegon.com/investors/press-releases/2020/aegon-convenes-2020-agm/>

¹⁰ <https://www.nn-group.com/financial-article/nn-group-follows-recommendations-of-eiopa-and-dn-regarding-dividend-distributions-.htm>

¹¹ https://www.allianz.com/en/investor_relations/announcements/ir_announcements/200406.html

¹² <https://www.generali.com/media/press-releases/all/2020/Generali-confirms-its-dividend-proposal-to-be-divided-in-two-tranches>

公表¹³している。

このように、各社とも、EIOPA や各国監督当局の要請等を受けて、臨時取締役会を開催して、対応策を検討し、今回のパンデミックにも関わらず、自社が高いソルベンシーポジションを維持しているという点を強調しつつも、何らかの対応を実施する方向で検討しているようである。なお、配当支払いの一時停止の方針を示した保険会社も、新型コロナウイルスの動向に応じて、今年の後半に配当を支払う予定である等の方針を表明してきている。

7—4月17日のEIOPAによる声明

4月17日には、「欧州の職業年金セクターに対するコロナウイルス／COVID-19の影響を緩和するための原則に関する声明」¹⁴を公表している。

この声明は、IORP（職業退職金制度）が現在の経済情勢で長期投資家として果たすことができる安定化する役割を認めており、国の所管官庁宛の声明では、以下に関連する原則について概説している。

- ・ビジネス継続性と運用リスク
- ・流動性ポジション
- ・資金調達の状況と好循環
- ・メンバーと受益者の保護。そして
- ・コミュニケーション

8—4月24日のEIOPAによる声明

4月24日には、「消費者ガイド：コロナウイルス／COVID-19アウトブレイク中の保険の適用範囲を理解する」を公表して、以下の点を述べている。

1. あなたの契約をチェックする。
2. 契約上の義務を知る。
3. 不測の事態の対策について調べる。
4. 詐欺に注意する。
5. 保険投資商品の価値がなくなってもパニックにならない。
6. 疑わしい場合は、保険会社又は仲介人に連絡して下さい。

9—まとめ

以上、今回のレポートでは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けての、EIOPA のこれまでの対応及びそのうちの配当及び自社株買い停止要請を受けての EU 加盟各国の保険監督当局や保険会社の対応につ

¹³ <https://www.axa.com/en/newsroom/press-releases/meeting-of-the-board-of-directors-in-respect-of-axa-2020-shareholders-meeting>

¹⁴ <https://www.eiopa.europa.eu/content/statement-principles-mitigate-impact-coronavirus-covid-19-occupational-pensions-sector-europe>

いて報告してきた。

EIOPA による声明等が公表されて、EU 域内での統合的な取扱いが期待されている状況にはあるものの、実際の具体的な対応は各国の監督当局の判断等に委ねられていることから、必ずしも EU 加盟国間で統合的な取扱いが行われているわけではない。

従って、例えば配当支払いの取扱いに関しても、同じ保険グループ内の会社によっても、子会社の管轄区域によっては、さらにはそれぞれの子会社の資本ポジションの状況等によって、当初想定されていた配当を支払うケースも支払わないケースもある等異なる取扱いとなっていくことも想定されることになる。

次回のレポートでは、欧州以外の国々における保険監督当局の対応等について報告する。

以上